

岩手県告示第 220 号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準（平成 14 年岩手県告示第 306 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
時間の 区分	昼間（午前8 時から午後 6時まで）	朝（午前6時 から午前8 時まで）	夜間（午後10 時から翌日 の午前6時 まで）	時間の 区分	昼間（午前8 時から午後 6時まで）	朝（午前6時 から午前8 時まで）	夜間（午後10 時から翌日 の午前6時 まで）
区域の 区分	[略]			区域の 区分	[略]		
第4種区域	[略]	55デシベル （釜石市及び 一関市東山町 に係る区域に あつては、60 デシベル）		第4種区域	[略]	55デシベル （釜石市に係 る区域にあつ ては、60デシ ベル）	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							